



自然 串間市の河川海域状況

本市では、市内15カ所の河川と海域の水質を測定しています。平成15年度から令和4年度まで隔年のBOD(生物化学的酸素要求量:微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素量。値が大きいほど水が汚れている)およびCOD(化学的酸素要求量:酸化剤を試料水に投入し、その酸化剤を酸化させるために必要な酸素の量。値が大きいほど汚れている)を紹介します。

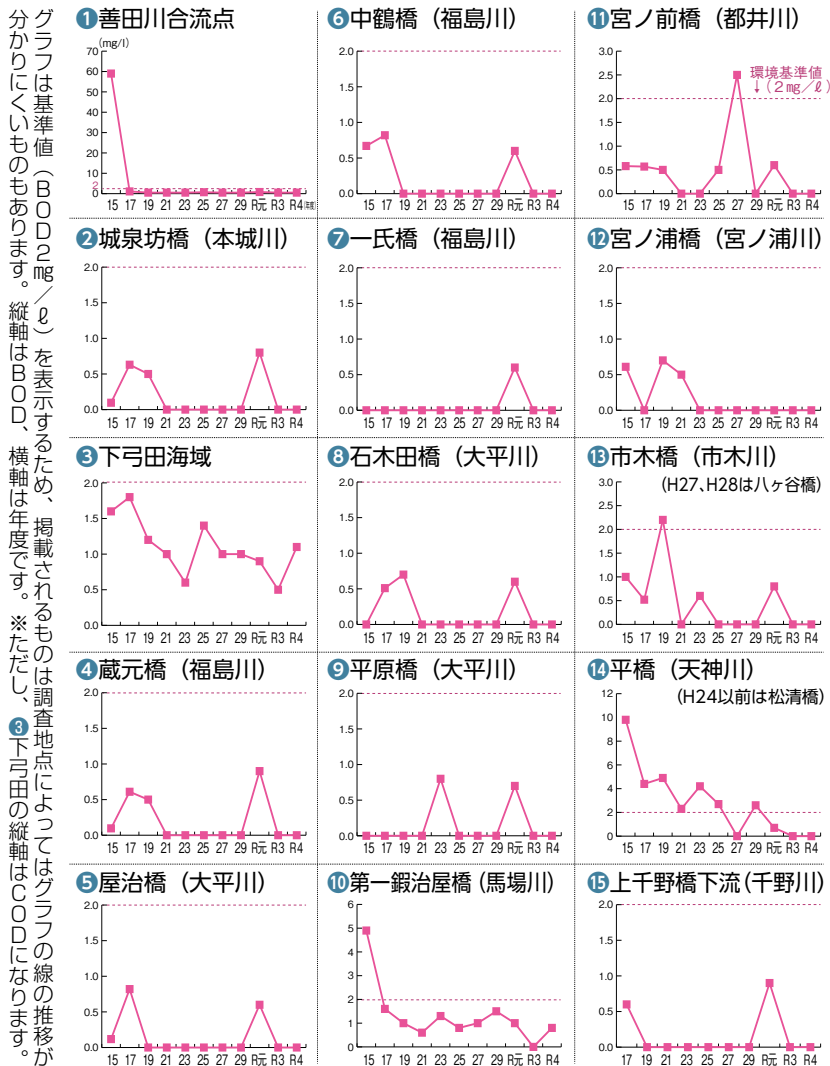
令和4年度の数値ではすべての地点で基準値を下回り、良好な水質を保っています。市民の皆さまの環境保全意識をさらに高めることで良質な水を次世代へと引き継ぐことができます。

●私たちにできること

美しい川を守るために私たちができることは、汚れた生活排水を川に流さないことです。くみ取り式便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、公共下水道や農業集落排水設備への接続によって排水の汚れを8割以上カットすることができます。ほかに、油を川へ流出させないために、お皿やフライパンについた油は紙でふき取るといった工夫をすることで河川の浄化につながります。皆さまのご協力をお願いします。

※環境基準(県が目標と定める水質基準と水域)
●福島川上流:赤池滝より上流。BOD1mg/L以下。
●福島川下流:赤池滝より下流。福島川下流に流入する善田川、初田川を含む。BOD2mg/L以下。①④⑥⑦⑩
●大平川上流:末広橋より上流。BOD1mg/L以下。
●大平川下流:末広橋～福島川合流点。大平川下流に流入する秋山川、奈留川含む。BOD2mg/L以下。⑤⑧⑨
●串間海域:下弓田海域付近。COD2mg/L以下。③
●河川はBOD、海域はCODを表示。
●⑩H24年度までは松清橋、H25年度以降は工事の関係上、平橋で採水。
●⑬H27、28年度は工事の関係上、ハケ谷で採水。
●⑮千野川のみH17年度からの調査結果。

問 市民生活課生活環境係
☎72-1356



申請

戦没者などのご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金の請求 終了まで残り2カ月です！ (3月31日まで)

令和2年4月から請求が始まった戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求終了まで、残り2カ月となりました。手続き忘れがないようご注意ください。

請求できるかどうか不明な場合や前回請求者が死亡した場合などの相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

●請求できる方＝戦没者などの死亡当時のご遺族に限ります。ただし、戦没者などとの続柄により請求できる順位や条件があります。

●支給内容＝額面25万円、5年償還の記名国債

- 請求期限＝3月31日(金)まで
- 請求窓口＝市総合保健福祉センター 1階 福祉事務所社会福祉係
- 必要なもの＝身分証明書、印鑑、請求者の戸籍抄本など

※初めて請求される方や代理人が請求される場合は、条件や別途必要書類がありますので、お問い合わせください。

※第11回特別弔慰金は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に1回請求することにより、令和3年から令和7年までの5年間、1年につき5万円の国債の受け取りが可能となります。**ただし、請求日から国債受け取りまでに、1年以上かかります。**

※令和2年4月以降に、市総合保健福祉センター・市役所・各支所での請求がお済みの方につきましては、現在、国債が届いている方から、順次、文書による案内を行い、

国債をお渡ししております。お手元に国債交付の案内が届いていない方は、案内がお手元に届くまでお待ちください。

問 福祉事務所社会福祉係
☎72-1123

イベント

道の駅でのフラワーアレンジメント展示のお知らせ

串間市で栽培された花を使ったフラワーアレンジメントを道の駅くしまで展示します。ぜひ会場にて「花のある暮らし」を感じてみてはいかがでしょうか。

●日時＝2月16日(木)から1週間程度

●場所＝道の駅くしま

問 南那珂地区花き振興会事務局
担当:西村☎23-4313



無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象＝遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時＝2月12日(日)午前8時～正午
- 場所＝日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)

●その他＝平日に事前の電話受付をいたします(午前8時半～午後5時)。なお、相談は平日でも無料です。お気軽に電話予約してお越しください。

問 日南公証役場☎23-5430

②行政相談

- 相談対象＝行政に対する意見や要望、相談など
- 日時＝2月27日(月)午前9時～正午
- 場所＝市役所1階B会議室
- 問 市民生活課生活環境係
☎72-1356

③法律相談

- 相談対象＝ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時＝2月20日(月)午後1時～終了次第(要予約)
- 場所＝市総合保健福祉センター
- 問 串間市社会福祉協議会
☎72-6943

④人権相談

- 相談対象＝セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所
- ①2月13日(月)午前10時～午後3時 市役所地下C会議室
- ②3月13日(月)午前10時～午後3時 都井支所
- 問 総務課総務係☎72-4557

⑤年金相談

- 相談対象＝高齢、障害、遺族などの年金請求および相談
- 日時・場所＝

- ①2月2日(木)午前10時～午後3時 市役所1階A会議室
- ②3月2日(木)午前10時～午後3時 市役所1階A会議室

●その他＝事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。

※予約受付時間＝平日午前8時半～午後5時15分

問 市民生活課市民係☎72-1117
都城年金事務所
☎0986-23-2571

⑥消費者生活巡回相談

- 相談対象＝消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時＝2月21日(火)午前10時～午後3時
- 場所＝市民生活課市民相談室
- その他＝事前(前週金曜日の午後4時まで)に電話予約が必要です。
- 問 日南串間消費者生活センター
☎23-4390